

一般財団法人福岡県建築住宅センター

建築物省エネルギー性能表示制度評価業務手数料規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める一般財団法人福岡県建築住宅センター建築物省エネルギー性能表示制度評価業務規程（以下「業務規程」という。）に基づき、一般財団法人福岡県建築住宅センター（以下「センター」という。）が実施する、建築物の省エネルギー性能の評価（以下「評価」という。）業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(技術的審査に係る評価手数料の額)

第2条 業務規程第12条に規定する評価手数料の額は、評価一件につき、住宅の戸数の区分により、別表1に掲げるとおりとする。

(附則)

この規程は、平成28年7月19日より施行する。

この規程は、平成29年5月1日より施行する。

別表1 建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）に係る申請手数料

(単位：円、税抜)

●一戸建ての住宅 ●長屋 ●重ね建て住宅 ●共同住宅 (共用部分を除く)	住戸数	単独審査		29,000	
		併願審査 (右記の評価・審査と合わせてBELS評価を受ける場合)	1	設計住宅性能評価のうち、5-1(断熱等性能等級)の評価を受けるもの 長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査の依頼をするもの	10,000
			2	設計住宅性能評価のうち、5-2(一次エネルギー消費量等級)の評価を受けるもの 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査の依頼をするもの	
		2-5戸			57,000
6-10戸			78,000		
●長屋 ●重ね建て住宅 ●共同住宅 (共用部分を除く)	住戸数	11-25戸			107,000
		26-50戸			147,000
		51戸以上			別途見積

※ 計画変更の場合の手数料(税抜)は上記審査料金の2分の1の額(1,000円未満切り捨て)とする。ただし、申請書の記載事項のみの変更については、2,000円とする。

※ 評価書を再交付申請する場合の手数料(税抜)は2,000円とする。